



平成 18 年 6 月 16 日

各位

東京都中央区八重洲一丁目 5 番 9 号八重洲アメックスビル

株式会社ネプロジャパン

代表取締役社長 金井 孟

(コード番号：9421)

問い合わせ先

取締役経営企画室長 大野 博堂

(Tel 03-5204-6030)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 6 月 14 日に開催された取締役会において、定款の一部変更に関して平成 18 年 6 月 29 日開催の第 15 回定時株主総会に付議すること決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業拡大に備え、第 2 条（目的）の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①会社法第 326 条第 2 項の規定に伴い、当会社に設置する機関を定めるため、第 17 条（取締役会の設置）、第 31 条（監査役および監査役会の設置）および第 42 条（会計監査人の設置）を新設するものであります。また、会計監査人に関しては、第 6 章（会計監査人）を新設し所要の規定を新設するものであります。
 - ②会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の制度を採用するため、第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定を新設するものであります。

④中長期的視野に基づく経営の安定性を確保するため、会社法第 341 条の規定に従い、取締役の解任に関する決議要件の規定を第 20 条（取締役の解任）に新設し、会社法第 309 条第 2 項の規定により第 15 条第 2 項（決議の方法）を改定するものがあります。

⑤会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 26 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

⑥会社法第 426 条第 1 項の規定に従い、第 30 条第 1 項（取締役の責任免除）、第 41 条第 1 項（監査役の責任免除）を改定するものであります。なお、第 30 条第 1 項（取締役の責任免除）の改定につきましては、監査役全員の同意を得ております。

⑦会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外取締役、社外監査役および会計監査人が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 30 条第 2 項（取締役の責任免除）を改定し、第 41 条第 2 項（監査役の責任免除）、第 46 条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。なお、第 30 条第 2 項（取締役の責任免除）の改定につきましては、監査役全員の同意を得ております。

⑧定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

⑨旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

⑩上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

なお、平成 18 年 5 月 15 日付け取締役会において株式分割する決議を行ったことにともない、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、第 5 条（発行可能株式総数）を変更するものであります（附則参照）。

2. 定款の変更内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日 程

定款変更の為の株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以上

(別 紙)
定款の変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社__ネプロジ ャパンと称し、英文では <u>Nepro Japan</u> <u>Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと を目的とする。</p> <p>1. 電気通信事業法に基づく通信回線利用 加入者の募集およびその利用権の販売 促進に関する代理店業務</p> <p>2. 電気通信機器の加工、取付工事およ びメンテナンスならびに販売、リース、 レンタル、輸出入</p> <p>3. 通信機器、コンピューターおよび周 辺機器の設計、製造、販売ならびに輸出 入</p> <p>4. 電気通信事業法に定める電気通信事 業</p> <p>5. オフィース・オートメーション機器、 付属機器、附属材料、事務用機器、事務 用物品の販売、リース、取付工事および メンテナンス業</p> <p>6. 情報処理サービス業ならびに情報提 供サービス業</p> <p>7. コンピューターおよび周辺機器に関 するソフトウェアの設計、開発、販売お よびメンテナンス業</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ネプロジ ャパンと称し、英文では <u>NEPRO JAPAN</u> <u>Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと を目的とする。</p> <p>1. (同 左)</p> <p>2. (同 左)</p> <p>3. (同 左)</p> <p>4. (同 左)</p> <p>5. (同 左)</p> <p>6. (同 左)</p> <p>7. (同 左)</p>

8. 出版および広告宣伝業	8. (同 左)
9. 通信販売業務ならびに通信販売の取次ぎ	9. (同 左)
10. インターネットを利用した各種情報提供業務	10. (同 左)
11. 工業所有権、著作権等の知的所有権の取得、保有、仲介、売買、使用許諾に関する業務	11. (同 左)
12. 有価証券の取得、保有、投資、売買および運用	12. (同 左)
13. 経営、財務に関するコンサルティング業務	13. (同 左)
14. クレジットカードの取扱い業務	14. (同 左)
15. コンピューターネットワーク設計技術者およびコンピューターネットワーク操作技術者の育成、指導	15. (同 左)
16. コンピューターネットワーク教育に関連する教材の開発、販売	16. (同 左)
17. コンピューターネットワーク設計技術者およびコンピューターネットワーク操作技術者の企業派遣	17. (同 左)
18. インストラクターの養成、派遣	18. (同 左)
19. コンピューターネットワーク設計技術者およびコンピューターネットワーク操作技術者の認定試験の普及	19. (同 左)
(新 設)	
(新 設)	
<u>20.</u> 前各号に付帯又は関連する一切の業務	<u>20.</u> 労働者派遣事業
(本店の所在地)	
第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。	<u>21.</u> 不動産の取得、保有、賃貸、管理および売買
	<u>22.</u> 前各号に付帯又は関連する一切の業務
	(本店の所在地)
	第3条 (同 左)

<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して<u>これを行う</u>。</p> <p>第2章 <u>株式および端株</u></p> <p><u>(会社が発行する株式の総数)</u></p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>2万9924株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第6条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う</u>。</p> <p>第2章 株式</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>8万9772株とする。</u></p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第6条 <u>当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p>
--	--

<p>3 当社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿</u>への記載または記録、<u>端株の買取り</u>、その他株式および端株に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第7条 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>端株原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>への記載または記録、<u>端株の買取り</u>、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者</u>および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主または<u>登録質権者</u>および<u>端株主</u>とすることができる。</p>	<p>3 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および<u>新株予約権原簿</u>への記載または記録、その他株式ならびに<u>新株予約権</u>に関する事務は<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>への記載または記録、その他株式または<u>新株予約権</u>に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使することができる株主または<u>登録株式質権者</u>とすることができる。</p>
--	--

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第9条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が議長となる。

(新 設)

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 (同 左)

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第<u>11</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を<u>証</u>する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第<u>12</u>条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第<u>13</u>条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第<u>14</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。<u>ただし、複数の株主を代理人とする場合には、当社の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を<u>証明</u>する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第<u>15</u>条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第<u>16</u>条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第<u>17</u>条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p>
--	--

<p>(取締役の員数) 第14条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第15条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期) 第16条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第17条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を<u>定める</u>。</p>	<p>(取締役の員数) 第18条 (同左)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(取締役の解任) 第20条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u>。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を<u>選定する</u>。</p>
--	--

<p>2 代表取締役は会社を代表し、<u>取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第<u>18</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が<u>これを</u>招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が<u>これを</u>招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第<u>19</u>条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第<u>20</u>条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第<u>23</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第<u>24</u>条 (同 左)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第<u>25</u>条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第<u>26</u>条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
--	---

<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第21条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第22条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は<u>取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u></p> <p>2 当社は社外取締役との間で、<u>その社外取締役が商法第266条第1項第5号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める額と法令の定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p>
---	---

<p>第5章 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第25条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第31条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 (同 左)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
--	---

<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
<p><u>(監査役の報酬)</u> <u>第28条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第29条 当社は監査役の責任につき、その監査役が責任を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u></p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>2 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の設置)</u> 第42条 当社は会計監査人を置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の選任)</u> 第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u> 第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u> 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

(新 設)

第6章 計 算

(営業年度)

第30条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。

(利益配当金)

第31条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、これを支払う。

(中間配当)

第32条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

(会計監査人の責任免除)

第46条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第48条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

<p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>利益配当金</u>および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払いの<u>利益配当金</u>および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第<u>50</u>条 <u>期末配当金</u>および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払いの<u>期末配当金</u>および中間配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1. 第5条の変更は、平成18年7月1日をもって効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は当該効力発生日経過後、これを定款から削除する。</u></p>
--	--

以上